

会津若松市お日市等振興補助金交付要綱

(令和7年5月16日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、担い手不足や財源不足等により、規模縮小や取り止めが顕著な「お日市」について、地域住民によって守り受け継がれている会津独自の文化であり、地域振興はもとより観光振興にも寄与することに鑑み、その開催や復活への取り組みに対して、予算の範囲内において、会津若松市お日市等振興補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) お日市 会津若松市の町内ごとにまつられてきた地域の、産土神（うぶすなかみ）・神社・仏閣と深く結びつき、地域住民の手によって今日まで守られ、受け継がれている会津の歴史ある夏の風物詩として親しまれている祭礼。
- (2) 会津若松市補助金等の交付等に関する規則 会津若松市お日市等振興補助金は会津若松市負担金をもって運用することに鑑み、会津若松市補助金等の交付等に関する規則（平成4年会津若松市規則第1号。以下「規則」という。）を準用する。

(補助金の交付)

第3条 会津まつり協会会長（以下「会長」という。）は、各号に掲げるお日市等を実施する地域の町内会、子ども会、婦人会、実行委員会等（以下「補助対象団体」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。ただし、関係者のみで開催する祭礼等を除く。

- (1) 第2条に定義する「お日市」であって、別表に掲げるもの。
- (2) 前号にかかわらず、現在中止しているお日市を復活し実施するもの。
- (3) その他、会長が特に認めた祭礼等。

(補助金の額)

第4条 一つのお日市等の実施について、補助対象経費の額に対し5万円を限度とし（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）、予算の範囲内で交付する。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、会場設営費、宣伝広告費、謝礼金、警備委託費、イベント保険料、その他会長が認める経費とする。ただし、補助金の交付を申請しようとする団体(以下「補助金申請団体」という。)が、この要綱以外の規定による国、県、及び本市以外の地方自治体の他の補助金等を補助対象経費の一部に充当しようとする場合は、当該補助金等の額を控除した額を補助対象経費とする。

2 次の各号の経費に関しては補助経費に含めないこととする。

- (1) 補助対象団体の構成員の人件費
- (2) 飲食に要する経費
- (3) 補助対象団体の内部的な使途に使われる経費
(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助金申請団体は、会津若松市お日市等振興補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して会長に提出しなければならない。ただし、補助金は、本市の他の補助金と重複して交付を受けることはできない。また、補助金の交付申請については、1団体につき1補助対象事業とし、年度内において1回限りとする。

- (1) 事業（変更）計画書（第2号様式）
- (2) 事業（変更）収支予算書（第3号様式）
- (3) その他会長が必要と定めるもの
(補助金の交付決定及び通知)

第7条 会長は、規則第5条第1項により補助金の交付を決定したときは、規則第7条の規定に基づき、会津若松市お日市等振興補助金交付決定通知書（第4号様式）により、申請団体に通知するものとする。この場合において、会長は、規則第6条の規定により、当該決定の通知に条件を付することができる。

2 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象事業費の20パーセントを超えない変更とする。

3 会長は、補助金を交付しないこととした申請団体に対しては、会津若松市お日市等振興補助金不交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(変更の承認申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請団体（以下「交付団体」という。）は、規則第6条第1項第1号及び第2号の規定により会長の承認を受けようとするときは、会津若松市お日市等振興補助事業変更（中止）承認申請書（第6号様式）に、変更等の内容に応じて次に掲げる書類を添えて速やかに会長に提出しなければならない。

- (1) 事業（変更）計画書（第2号様式）
- (2) 事業（変更）収支予算書（第3号様式）
- (3) その他会長が必要と認める書類
(実績報告書)

第9条 交付団体は、補助対象事業の完了後、規則第13条の規定により速やかに会津若松市お日市等振興補助金実績報告書（第7号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第8号様式）
- (2) 事業収支決算書（第9号様式）
- (3) その他会長が必要と認めるもの
(補助金の交付額の確定及び通知)

第10条 会長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、規則第14条に基づき補助金の交付額を確定し、会津若松市お日市等振興補助金交付額確定通知書（第10号様式。以下「交付額確定通知書」という。）により交付団体に通知するものとする。ただし、規則第14条第2項の規定に該当するときは、この限りでない。

(補助金の請求及び交付)

第11条 交付団体は、交付額確定通知書を受領した後（前条ただし書に該当するときは、実績報告書を提出した後）に、会津若松市お日市等補助金交付請求書（第11号様式。以下「交付請求書」という。）により会長に対して補助金を請求するものとする。

2 会長は、交付請求書を受領した後に、補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し)

第12条 会長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定及び補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助対象事業を実施しないとき。
- (3) 申請の内容と事実が著しく異なったとき。

(4) その他会長が認めたとき。

(補助金の返還)

第13条 会長は、前条の規定により補助金交付決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期間を定めて返還を命ずることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

別表(第3条関係)

＊令和7年度調査

開催日	曜日	祭礼名	通称	実施場所	ご利益
7月1日	火	おんぼさん ちよふくじ 御姥尊・長福寺	おんばさま	日新町	安産祈願
7月5日	土	藤森稲荷神社		新横町	家内安全、身体堅固
7月5日	土	あんこうがいなりじんじや 安光賀稲荷神社	あんこいなり	大町二丁目	家内安全、身体堅固
7月7日	月	さんぼう まな こうじんじや 三宝胞衣荒神社		七日町	財の神様、火災除け、安産の守護神
7月8日	火	だいにちによらい みろくじ 大日如来・弥勒寺		大町一丁目	家内安全、身体堅固
7月10日	木	田中稲荷神社	ほおずきいち	大町一丁目	家内安全、子孫繁栄、縁結び、 五穀豊穡
7月12日	土	福満虚空蔵尊・興徳寺		栄町	商売繁盛、家内安全
7月13日	日	鶴ヶ城稲荷神社		馬場町	商売繁盛、家内安全
7月13日	日	天光稲荷神社		西七日町	商売繁盛、家内安全
7月14日	月	荒神社	おあらかみさま	馬場町	家内安全、身体堅固
7月16日	水	石塚観世音菩薩		川原町	学業成就
7月19日	土	鬼渡神社	にわとりじんじや	石堂町	身体堅固（百日咳快癒）
7月19日	土	八幡神社		山見町	商売繁盛
7月20日	日	赤沼稲荷神社		旭町	商売繁盛
7月20日	日	笠間稲荷神社		七日町	勝負事
7月22日	火	豆腐地藏尊		中央二丁目	家内安全、夜泣き
7月23日	水	櫻ヶ丘出世地藏尊		東栄町	大願成就
7月23日	水	柿本稲荷神社	ろくじぞう	西七日町	商売繁盛
7月23・24日	水・木	愛宕神社	おあたごさま	東山町	辰、巳、丑の守り神、 火伏の神、商売繁盛、学問成就
7月24日	木	文殊菩薩・自在院		相生町	学業成就
7月25日	金	柳原天満宮		柳原町	学業成就
7月26日	土	子育地藏尊		金川町	子どもの守り本尊
7月27日	日	諏方神社	おすわさま	本町	商売繁盛、身体堅固
7月30日	水	津島天皇社	きゅうりのかみさま	宮町	疫病除け、水難消除
7月30日	水	八角天満宮		宮町	学業成就
7月30日	水	八角神社	おやすみさま	宮町	商売繁盛
7月31日	木	住吉神社	すみよしさま	材木町一丁目	交通安全、五穀表情、商売繁盛
8月1日	金	蚕養國神社	こがいさま	蚕養町	養蚕
8月2日	土	崖業師如来		新横町	町内安全、家内安全
8月3日	日	小館稲荷神社	こたていなり	本町	商売繁盛、交通安全、家内安全、 身体堅固
8月3日	日	中川原大日如来		湯川町	学問成就、交通安全、商売繁盛、 二才児の守護仏
8月4日	月	しんめいじんじや 神明神社		栄町	商売繁盛
8月8日	金	大日如来大日堂		花春町	家内安全
8月12日	火	福満虚空蔵菩薩・常光寺		七日町	家内安全
8月23・24日	土・日	六地藏尊	いちのせきのじぞうさま	門田町一ノ堰	子どもの守り本尊
9月8日	月	館業師・弘真院	たてのおやくしさま	門田町年貢	子どもの守り本尊、二歳児参り